

他社株買付府令等の改正および公開買付けに関するQ&A追加等の解説

島崎征夫 金融庁企画市場局企業開示課長

森 卓也 金融庁企画市場局企業開示課専門官

西原彰美 金融庁企画市場局企業開示課専門官

一 はじめに

令和二年九月三〇日に「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（令和二年内閣府令第六四号）が公布され、同日から施行された。また、同日、金融庁において、「株券等の公開買付けに関するQ&A」（以下「本Q&A」という）の追加および変更が公表された。

これらのうち内閣府令の改正は、関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するため、公開買付届出書および公開買付開始公告等における記載項目の簡素化等について所要の改正を行うものであり、本Q&Aの追加等は、近時における公開買付けの動向を踏まえた運用の明確化を図るものである。

本稿では、本改正および本Q&Aの追加等の

内容について、その背景となる考え方等とあわせて解説する。なお、本稿において、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解であることをあらかじめ申し添えておく。

二 他社株府令・自社株府令の改正内容

1 公開買付届出書における小規模所有者に関する記載の削除

公開買付届出書の様式（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「他社株府令」という）第二号様式）においては、特別関係者に関する情報を記載する欄が複数ある。本改正前は、同様式中の「特別関係者」の定義に小規模所有者（注二）が含まれていたため、公開買付者は、公開買付けを行う際、小規模所有者についても情報収集を行った上で、そ

目次

- 一 はじめに
- 二 他社株府令・自社株府令の改正内容
 - 1 公開買付届出書における小規模所有者に関する記載の削除
 - 2 公開買付開始公告の掲載事項の簡素化
 - 3 その他
- 三 株券等の公開買付けに関するQ&Aの追加内容
 - 1 公開買付開始公告の目的の記載
 - 2 公開買付けを実施することの予告

の「氏名又は名称」、「住所又は所在地」、「職業又は事業の内容」、「連絡先」、「公開買付者との関係」、「所有する株券等の数」等の情報を記載する必要があった。しかし、強制公開買付規制の適用の判断基準となる「株券等所有割合」では、公開買付者の株券等所有割合と特別関係者の株券等所有割合を合算して計算するところ（金融商品取引法二七条の二第二項一号）、特別関係者のうち、小規模所有者の株券等所有割合は合算の対象外とされている（同法二七条の二第一項一号、他社株府令三条二項）。このような株券等所有割合の算定において小規模所有者の株券等所有割合が合算の対象外とされていることとの整合性を図る観点から、小規模所有者に関する情報の公開買付届出書への記載を不要とすることとした（他社株府令第二号様式・記載上の注意(7) a）。

〔新旧対照表〕 公開買付開始公告の掲載事項

改正後他社株府令	改正前他社株府令
<p>(公開買付開始公告の掲載事項)</p> <p>第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>二 公開買付けにより株券等の買付け等を行う旨</p> <p>三 公開買付けの目的</p> <p>四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 対象者の名称</p> <p>ロ 買付け等を行う株券等の種類</p> <p>ハ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>二 買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みの方法及び場所</p> <p>ホ 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称、決済の開始日、方法及び場所並びに株券等の返還方法</p> <p>△ その他買付け等の条件及び方法</p> <p>[削る。]</p> <p>五 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所</p> <p>[削る。]</p>	<p>(公開買付開始公告の掲載事項)</p> <p>第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>二 公開買付けにより株券等の買付け等を行う旨</p> <p>三 公開買付けの目的</p> <p>四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 対象者の名称</p> <p>ロ 買付け等を行う株券等の種類</p> <p>ハ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数</p> <p>ニ 買付予定の株券等に係る議決権の数が当該発行者の総株主等の議決権の数に占める割合</p> <p>ホ 法第二十七条の三第一項に規定する公告を行う日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合(法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。)及び当該公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計</p> <p>△ 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び当該公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合の合計</p> <p>ト 買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みの方法及び場所</p> <p>チ 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称、決済の開始日、方法及び場所並びに株券等の返還方法</p> <p>リ その他買付け等の条件及び方法</p> <p>五 対象者又はその役員との当該公開買付けに関する合意の有無</p> <p>六 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所</p> <p>七 次に掲げる場合の区分に従い当該各号に定める事項</p> <p>イ 公開買付者が会社である場合 当該会社の目的、事業の内容及び資本金の額</p> <p>ロ 公開買付者が会社以外の法人等である場合 当該法人等の目的、事業の内容及び出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額</p> <p>ハ 公開買付者が個人である場合 職業</p>

2 公開買付開始公告の掲載事項の簡素化

公開買付開始公告の方法は、EDINET上の電子公告と新聞公告のいずれから選択可能であるところ(金融商品取引法施行令九条の三第一項、一四条の三の四第一項)、公開買付者がEDINET上の電子公告を利用する場合には、通常、EDINET上で公開買付開始公告が行われる日と同日に、公開買付届出書もEDINET上で公衆縦覧に供されることとなる。実務においては電子公告が専ら利用されている中、公開買付届出書とは別に、公開買付開始公告において詳細な情報開示を行う実益は乏しいことから、公開買付開始公告の掲載事項の一部の掲載を不要とすることとした(他社株府令一〇条、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「自社株府令」という)四条)。

本改正後の他社株府令の下で、不要となる掲載事項は、新旧対照表のとおりである。

3 その他

本改正前の他社株府令第二号様式は、公開買付者が個人である場合には、公開買付届出書において当該公開買付者の本籍地の記載が必要とされていた。しかし、本籍地が、センシティブな情報として取り扱われている状況に鑑みて、個人である公開買付者の本籍地の公開買付届出書への記載を不要とすることとした(注二)。

三 株券等の公開買付けに関するQ&A
の追加内容

1 公開買付開始公告の目的の記載

(問46) 公開買付開始公告の「公開買付けの目的」にはどのような事項を記載する必要があるですか(法第二七条の三第一項関係)。

(答) 公開買付届出書の「買付け等の目的」の欄と必ずしも同一の記載をする必要はなく、公開買付けの目的の概要を記載すれば足りるものと考えられます。「公開買付けの目的」として、例えば、完全子会社化する取引の一環として公開買付けを実施する場合には、「公開買付け者は、対象者の株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としています。」などと記載し、連結子会社化するため公開買付けを実施する場合には、「公開買付け者は、対象者の株式を取得し、対象者を連結子会社とすることを目的としています。」などと記載することが考えられます。

改正後の他社株府令および自社株府令においても、「公開買付けの目的」は掲載事項として維

持されている(他社株府令一〇条三号、自社株府令四条三号)。しかし、前述と同様、公開買付届出書の「買付け等の目的」の欄の記載を、公開買付開始公告の「公開買付けの目的」の欄において、重ねて詳細に開示を行う実益は乏しいと考えられる。そのため、「公開買付けの目的」については、公開買付届出書において記載される「買付け等の目的」の欄と必ずしも同一の記載をする必要はなく、公開買付けの目的の概要の記載で足りる旨を明確化することとした。

2 公開買付けを実施することの予告

(問47) 公開買付開始公告に先立ち、公開買付けを実施することを予告する場合、どのような点に留意する必要がありますか(法第二七条の三第一項関係)。

(答) 個別事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がないにもかかわらず、公開買付けを実施する可能性がある旨を公表するような場合、風説の流布(法第一五八条)や相場操縦行為(法第一五九条第二項第二号)等に該当する場合もあり得ると考えられます。

近時において公開買付けを実施することの予告が増加している状況に鑑みて、公開買付けを実際に行う合理的な根拠なく公開買付けを予告する場合には、風説の流布や相場操縦等に該当

し得る場合があることを明確化することとした。なお、本Q&Aは、上場会社における適時開示(注三)や、上場会社および非上場会社等における任意の情報開示について、風説の流布や相場操縦といった法令違反行為に該当しないと合理的に考える場合に、これらの開示を抑制する趣旨のものではないと考えられる(注四)。

(注一) 小規模所有者とは、形式的特別関係者(買付者が法人の場合、その役員や、買付者と二〇%以上の資本関係がある法人とその役員等)のうち、総株主等の議決権の〇・一%以下を所有する者等を指す(他社株府令三条二項)。

(注二) 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令においても、本改正により、有価証券届出書への本籍地の記載が不要とされている。

(注三) 有価証券上場規程四〇二条により、上場会社の業務執行を決定する機関が、発行者以外の者による株券等の公開買付けおよび発行者による上場株券等の公開買付けを行うことについての決定をした場合、ただちにその内容を開示しなければならないこととされている。

(注四) 諸外国の制度をみると、たとえば、米国においては、公開買付けに係る詐欺的、虚偽的、操作的な行為(fraudulent, deceptive or manipulative act or practice)を明示的に規制する(17 CFR § 240.14e-8)。

しまぎき・まお
もり・たくや
にしはら・あきみ